

Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第157回

公益社団法人 家庭問題情報センター ささきともあき 佐々木 友昭

お子さんの不登校をめぐる

春江（仮名）さんは、パートで働いていますが、会社員である夫と小学校5年生の男子と3人で暮らしています。そのお子さんが急に学校に行きたがらなくなったので、どうしたらよいか困ってしまい、相談に来られました。

春（春江） 実は、私の子どもが不登校にな

ってしまい、今日で2か月続けて学校を休んでいて、どうしたらよいか困っています。

カ（カウンセラー） それはお困りですね。学校を休むことになったいきさつをお話いただけませんか。

春 2か月前に「運動会に出るのが嫌なので学校に行きたくない、運動会が終わったら学校に行く」と言って、それからずっと学校を休んでいます。もともと体を動かすのが好きではなかったのですが、これまで風邪以外で学校を休んだことがなかったので、驚きました。

カ 運動会が終わってからはどうだった

のですか。

春 運動会が終わってからも、学校に行っていません。「運動会が終わったから学校に行きなさい」と言っても「行きたくない」と言っただけで家にいます。

カ どこか体調が悪いのでしょうか。

春 いいえ。体調が悪い様子はありません。朝は、いつもより少し遅くなっています。朝は、午前7時ごろには起きてきますし、食事もしっかりと食べています。夜もいつもどおり、午後9時から10時ごろには寝ています。眠れないということはないようです。また「学校で何かあったの？」と聞いても「何もな

い」と言い「では、どうして学校に行かないの？」と聞いても「行きたくない」としか言わないのです。

カ どうして行きたくないか聞いても、とにかく行きたくないと言っただけで、困っています。

春 だから、何が原因か分からないので、困っています。

カ 担任の先生は何か言っていますか。心当たりというか。

春 担任の先生も「学校では思い当たることはない」と言っています。そして「教育支援センターに行ったらどうですか」と言われましたが、今のところ行っていません。私は、本人が学校に

行きたくないのであれば、無理に行かせなくてもよいと思っています。

カ 無理に行かせようとは思いません……。

春 はい。本人が行きたくないのであれば、本人なりに何か理由があると思うので、その気持ちを尊重しようと思っています。しかし、担任の先生は、親が子どもを学校に行かせようと思わないのはおかしいと思っています。担任の先生は、そうはつきりは言っていないませんが、暗に、子どもが学校に来ないのは親のせいだと言われているようで、とても辛いです。

カ とても辛い……。

春 はい。家でも、夫から「何で学校に行かせないんだ」と責められ辛いです。また、ご近所の同級生の親御さんに会うと「お子さんの様子はどう、学校に行くようになったの？」と聞かれることも辛いのです。

カ そうですよ。

春 朝、私も自分の仕事の支度があるし、子どもが学校に行かないのなら、お昼ご飯の用意をしたり、学校にも連絡しなければならぬし……。(涙ぐむ)。

カ とても大変ですね。不登校のお子さんの親御さんの中には、それで、仕事

を辞めてしまう人もいると聞きます。

春 その気持ちは分かります。私は、今のところ仕事は辞めず、いつまで続けられるか分かりませんが、何とか頑張っけていこうと思っています。

カ これからも、頑張っけて仕事を続けていき、お子さんの気持ちを尊重して寄り添っけていこうというお考えなのですね。大変ですが、それがお子さんにとって一番良いことだと思っけておられるのです。

春 そうです。今はそう思っけています。

カ 今日話をしてみて、どんなお気持ちですか。

春 こういうことはなかなか誰にも話ができないので、話をして気持ちの整理ができたように思います。

カ そうですか。もし、お子さんが、何かやってみたいという気持ちになりましたら、フリースクールなどいろいろな選択肢がありますので、その時は、また相談に来てください。

春 分かりました。その時は、また相談に伺ったいと思います。

「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する

調査結果」によると、年間30日以上欠席した小中学生の人数は過去最高の34万6,482人にも上っけています。また、不登校の児童生徒がどこからも支援を受けっていない割合が増えっけるとも指摘されてっています。

支援につながらないのは、不登校の児童生徒を持つ親御さんについても同様だと思っけます。不登校の児童生徒に対する支援と同時に、その親御さんに対する支援が必要であると思っけます。

加えて、親御さんからお子さんに働きかけってもらっう前に、親御さんの気持ちを受け止めることが大事であるといっうことが実感される相談でした。

なお、2017年にいっわゆる「教育機会確保法」が施行されました。2019年には文科省が、この法律を運用するガイドラインの中で「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えって、社会的に自立することを目標す」としてっいます。

